

J A M 政策NEWS

2003年5月29日 第2003-38号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

労働基準法改正法案 民主党、修正案提出

5月28日、民主党は単独で労働基準法改正法案に対する修正案を提出しました。(政策ニュース第37号参照)また、前回に引き続き労働基準法改正法案の審議があり、民主党をはじめとする野党が、有期労働契約を中心に質問を行いました。

Q & A

<有期労働契約について>

Q.: 厚生労働省は有期契約を拡大し解雇基準を緩れば、雇用機会が増大すると考えているのか。

A.: 有期契約の緩和は雇用拡大にはつながらない。

Q.: 現在3年の有期契約は、次の更新時には1年契約しかできないのに、改正案では5年に延長し、更新時には5年の契約を何度も締結できるとしているが、これでは正社員の代替が進むのではないか。

A.: 5年の有期契約に関する規定は労働条件分科会で議論済みである。事業場でどのような労働者を組み合わせて業務を遂行するかは各企業の判断であるため、代替が進むとは直接いえない。建議では上限延長により代替がすすまないようにするという事なので、この考えを周知徹底する。

Q.: 厚生労働省は労働者が契約期間の途中で、いつでも退職できる自由を保護する規定

を設けないのか。

A.: 改正法施行後、うまくいかないことがあれば、その時は常時見直す。

Q.: 有期契約労働者の産休や有給休暇の取得について調査はしたのか。

A.: 調査はしていない。

(これに対し、「調査もなく上限を延長するのか!!」と政府を批判)

<企画業務型裁量労働制>

Q.: 改正法案では、「事業運営上重要な決定が行われる事業所(本社機能を持った事業所)」という部分が削除されているが、本社機能を持たない事業所で導入する場合、対象業務はどうなるのか。

A.: 基本的には変わらない。

Q.: 本社機能を持たない事業所で労使委員会はしっかりと機能するのだろうか。

A.: 機能すると考えている。

Q.: 企画業務型裁量労働制が施行されて、3年で改正というのは時期早尚である。本社機能を持たない事業所で導入する場合の対象業務や労使委員会について時間をかけて慎重に議論すべきである。

A.: どういう人が対象者になるのか、どの企業でもわかるような明確な基準を作成する。

次回審議は、5月30日(金)です。